

令和6年度

クラウドファンディング活用支援 募集要項

(中小企業ニューマーケット開拓支援事業)

【申請受付期間】

令和6年5月17日（金）～ 令和6年6月28日（金）17時 ※必着

【申請方法】

申請書類データを送付してください。（詳細は本誌P. 5を参照）

【申請書入手方法】

下記ページよりダウンロードしてください。

URL:https://www.tokyo-kosha.or.jp/support/shien/new_market/crowdfunding.html

【お問い合わせ】



公益財団法人

東京都中小企業振興公社

事業戦略部 販路・海外展開支援課 クラウドファンディング活用支援担当

〒101-0024 東京都千代田区神田和泉町 1-13 住友商事神田和泉町ビル 9F

TEL : 03-5822-7234

E-mail : crowdfunding@tokyo-kosha.or.jp

目次

1 事業目的	1
2 主な支援内容	1
3 申請資格	3
4 申請にあたっての注意点	4
5 申請方法	5
6 申請に必要な書類	5
7 審査	6
8 事業スケジュール	6
9 本支援を受けるにあたり必要な報告書類	6
10 本事業を実施するための注意事項	7

1 事業目的

クラウドファンディング活用支援（以下、「本支援」という。）は、中小企業ニューマーケット開拓支援事業の支援企業を対象に、クラウドファンディング（購入型・All-in）のプロジェクト掲載に係るアドバイス及び手数料の一部負担等をトータルでサポートするものです。本支援活用により、新たな販路開拓ツールとして利用していただくことを目的としています。

2 主な支援内容

公社が指定する民間クラウドファンディングプラットフォーム「BOOSTER」（株式会社パルコと株式会社 CAMPFIRE との共同運営）へのプロジェクト掲載や専任アドバイザーによるサポート等を活用して、クラウドファンディング実施を支援します。

（１）支援期間

- ・支援決定から令和 7 年 1 月末まで

（２）プロジェクト実行支援

クラウドファンディングのページ構成、リターン設計、プロモーション等について専任アドバイザーがアドバイスします。

- ・支援回数：1 社あたり 5 回まで

（３）公社によるクラウドファンディング手数料等の一部負担（消費税は対象外）

プロジェクトにかかる手数料等の 2 分の 1(上限 40 万円)を公社が負担します（詳細は下記（７）参照）。

（４）プロジェクトの PR

- ・実店舗への展示

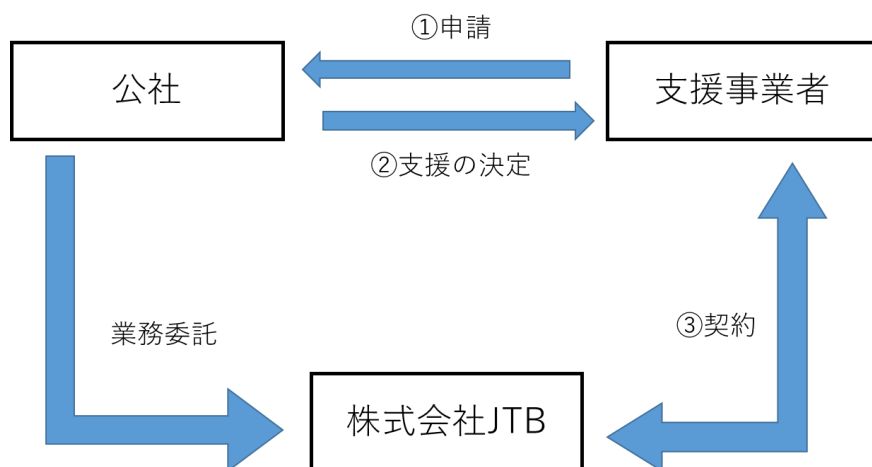
クラウドファンディング事業者が運営する実店舗等において、支援製品を展示します。

- ・個別プロジェクトの PR 支援（有料オプション）《任意》

希望者は、「BOOSTER」の実施する、有料のプロモーションプランを活用し、自社で PR 活動することができます（https://lp.camp-fire.jp/rs/422-RMC-653/images/campfire_ad.pdf）。

（５）支援スキーム

事業者からの申請に基づき、公社の審査を経て、支援事業者を決定します。その後、公社の業務委託先と支援金等の清算に係る契約をすることで、支援を受けることができます（業務委託先：株式会社 JTБ）。

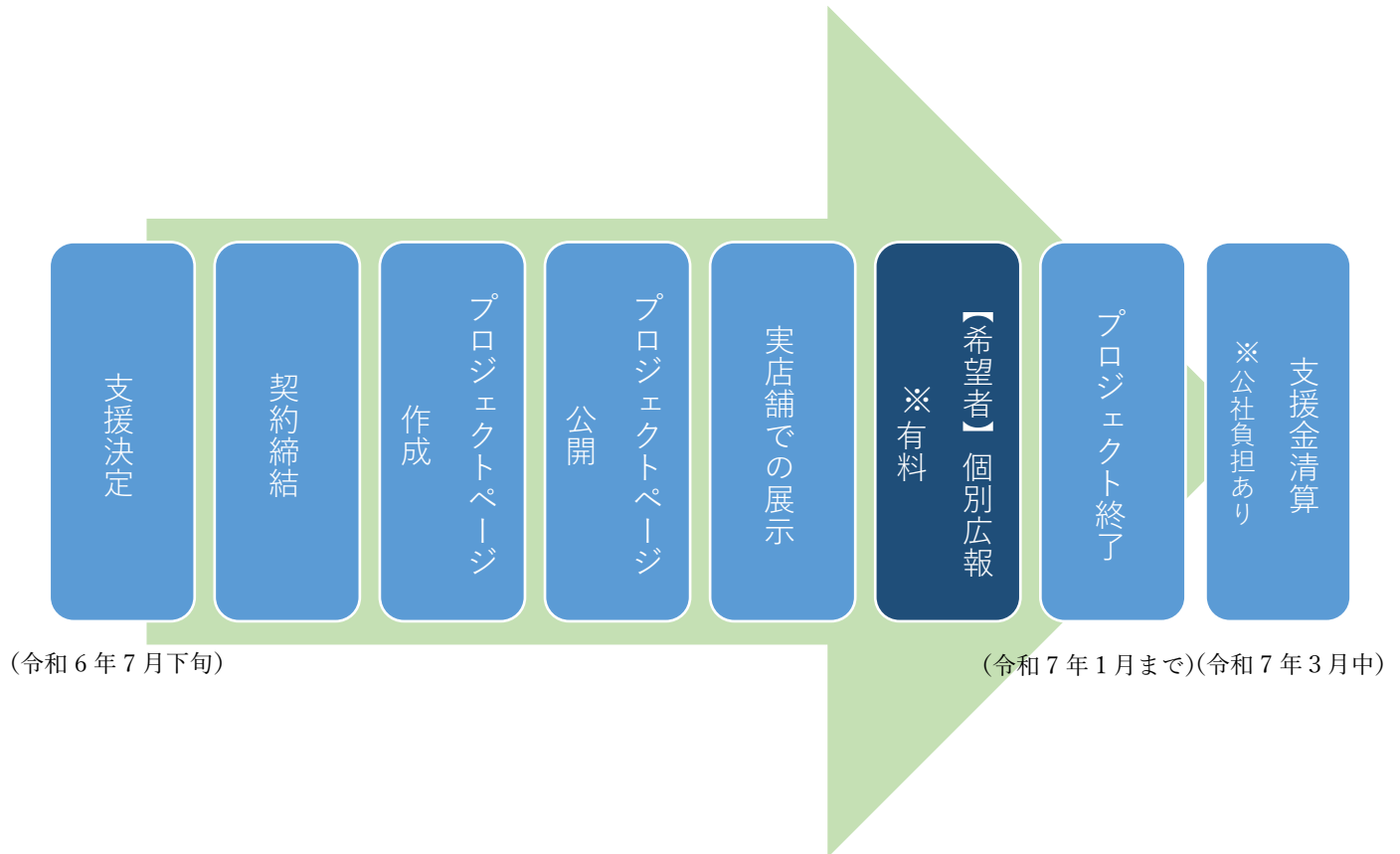


（６）支援フロー

本支援は、クラウドファンディング初心者でも目的の達成を目指すトータル支援です。専任アドバイザーが募集前におけるプロジェクト構成提案、リターン設計、スケジュール組み、宣伝計画から、募集中におけるアドバイスを

行います。また、全支援事業者を対象に、プロジェクトの注目度を高めるため、製品の展示を行います。さらに希望する事業者は、追加オプションのプロモーションプランを利用することも可能です（有料）。プロジェクト終了後は、集まった金額に応じた支援金の支払いを行います（下記（７）参照）。

支援フロー



（７）クラウドファンディング手数料の一部負担および支援金の清算について

プロジェクト終了後、クラウドファンディング事業者から支払われる金額に公社負担分を上乗せして支払います。

なお、金額は、下記計算式により算出します。

【計算式】振込金額＝支援金－（手数料＋オプション料金）＋公社負担分

- ・支援金 : プロジェクトにおいて集まった金額
- ・手数料 : 支援金×20%
- ・オプション料金 : 上記（４）記載の個別プロジェクトのPRにかかる利用料
- ・公社負担分 : 手数料＋オプション料金（税抜金額）の2分の1もしくは400,000円のいずれか低い金額（消費税は対象外）

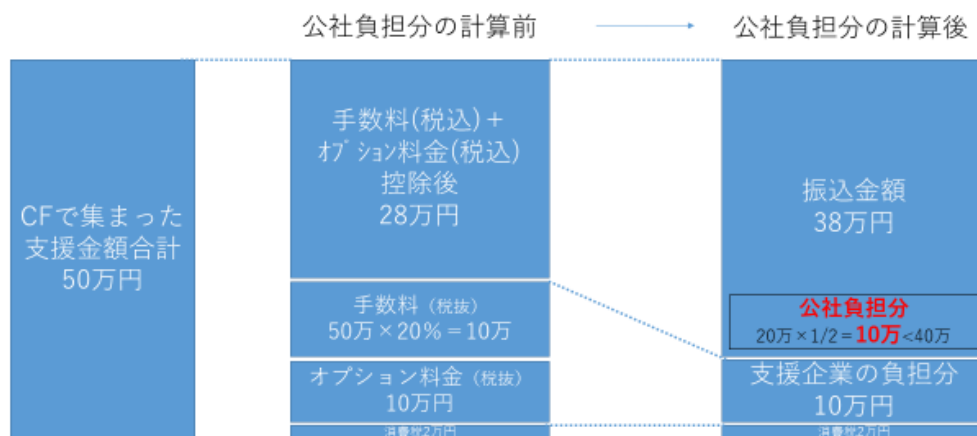
支援金計算例

☆プロモーションプラン（オプション料金）を 10 万円分使い、50 万円の支援金が集まった場合

振込金額：50 万 - (10 万 + 10 万) + 10 万 - 2 万（消費税 10%） = 38 万円

→手数料：50 万 × 20% = 10 万円

→公社負担分：10 万円（20 万の 2 分の 1）か 40 万円の低い金額 = 10 万円



手数料（税抜）＋オプション料金（税抜）合計20万円の1/2である10万円と40万円のうち、10万円を公社負担分とする

※オプションの利用は任意ですが、個別に料金がかかります。料金は、集まった支援金からの差し引きとなりますが、集まった金額によっては、持ち出しが発生する場合があります。

3 申請資格

申請にあたっては、以下の（１）～（１０）の全ての要件を満たす必要があります。

（１）中小企業ニューマーケット開拓支援事業採択「製品」のうち令和 7 年 3 月まで支援期間があること。

※技術・サービスは対象にはなりません。

※ 1 企業あたりの申請製品は、1 製品です。

（２）CAMPFIRE 会員であることまたは会員になることを承諾していただける企業

（３）クラウドファンディング事業者の利用規約等に違反しないこと。

→CAMPFIRE 利用規約 (<https://camp-fire.jp/term>)

（４）クラウドファンディング活用に関して、同一製品で公社・国・都道府県・区市町村等から支援を受けてないこと。

（５）中小企業者※ 1 であること。

※ 1 本事業における中小企業者とは、中小企業基本法第 2 条第 1 項に規定されている以下に該当するもののうち、大企業※ 2 が実質的に経営に参画※ 3 していないものをいう。

業 種	資本金及び常用従業員数
製造業・建設業・運輸業・その他の業種	3 億円以下又は 300 人以下
卸売業	1 億円以下又は 100 人以下
サービス業	5,000 万円以下又は 100 人以下
小売業	5,000 万円以下又は 50 人以下

※ 2 大企業とは、上記に該当する中小企業者以外の者で、事業を営むものをいう。ただし、次に該当するものは除く。

- ・中小企業投資育成株式会社
- ・投資事業有限責任組合

※ 3 大企業が実質的に経営に参画とは、次に掲げる事項に該当する場合をいう。

- ・大企業が単独で発行済株式総数または出資総額の 2 分の 1 以上を所有または出資している場合
- ・大企業が複数で発行済株式総数または出資総額の 3 分の 2 以上を所有または出資している場合
- ・役員総数の 2 分の 1 以上を大企業の役員又は社員が兼務している場合
- ・大企業が実質的に経営を支配・参画していると考えられる場合

(6) 基準日※1 現在で、東京都内に登記簿上の本店または営業所が登記されており、東京都内の事業所で実質的に事業を行っている※2 こと。

※ 1 基準日：令和6年5月1日

※ 2 「実質的に事業を行っている」とは都内所在を証するために申請書に添付する登記簿謄本に記載された所在地において、単に建物があることだけではなく、客観的にみて都内に根付く形で事業活動が行われていることを指す。申請書、WEBページ、名刺、看板や表札、電話等連絡時の状況、事業実態や従業員の雇用状況等から総合的に判断します。

(7) 東京都に納税し、かつ税金等の滞納がないこと。

ア 法人事業税及び法人都民税等を滞納していないこと。

※都税事務所等との協議のもと、分納している期間中も申請できません。

イ 東京都及び公社に対する賃料・使用料等の債務の支払いが滞っていないこと。

(8) 事業の継続に問題がないこと。

ア 民事再生法、会社更生法、破産法に基づく申立・手続中（再生計画等認可決定確定後は除く）、または私的整理手続中など、事業の継続性について不確実な状況が存在しないこと。

イ 会社法第 472 条の規定により休眠会社として解散したものとみなされていないこと。

(9) 法令等を遵守していること。

ア 事業の実施に当たって必要な許認可を取得していること。

イ 関係法令を遵守すること。

(10) 申請者及び関係者等が以下に該当しないこと。

ア 「東京都暴力団排除条例」に規定する暴力団関係者

イ 遊興娯楽業のうち風俗関連業、ギャンブル業、賭博等、公社が支援対象先として社会通念上適切ではないと判断するもの

4 申請にあたっての注意点

申請にあたっては下記注意点をご理解のうえ、お申込みください。

(1) 支援開始にあたっては、公社が指定する業務委託先（株式会社 JTБ）と支援金等の清算に係る契約を締結していただき、クラウドファンディングのプロジェクトを実施していただきます。

(2) クラウドファンディングの募集は下記形式となります。

・購入型：お金を出してくれた人（支援者）に、その対価としてなんらかの見返り（リターン）として物品やサービスを渡す形式。

・All-in：目標金額を達成せずに終了した場合でも、集まった分だけ資金を受け取れる方式（不成立時のキャンセル・返金はなし）

- (3) 支援金の清算は、業務委託先とのやり取りになります。公社とのやり取りは発生しません。
- (4) オプションの利用は任意ですが、個別に料金がかかります。料金は、集まった支援金からの差し引きとなりますが、集まった金額によっては、持ち出しが発生する場合があります（2（7）参照）。
- (5) ご提出頂きました申請者情報、申請書及び申請に必要な書類の全部または一部を業務委託先と共有します。
- (6) プロジェクト掲載後は、正当な理由なく、掲載を取り下げることができません。

5 申請方法

(1) 申請受付

ア 申請受付期間

令和6年5月17日（金）～ 令和6年6月28日（金）17時 ※必着

イ 申請書類データの送付

申請書（Excel 形式）を、E-mail に添付して提出してください。

＜申請書類データ送付の概要＞

項目	内容
(ア) 送付先	crowdfunding@tokyo-kosha.or.jp
(イ) 件名	クラウドファンディング活用支援申込の件
(ウ) 本文	申請企業名、及び連絡担当者氏名（必須）
(エ) 注意事項	①Excel 形式のままとし、各社パスワード（任意）を付けてください。 （パスワードは、申請書類データとは別のメールで送信してください。） ② 令和 6 年 6 月 28 日（金）17 時 までに送付いただいた書類のみ受付いたします。

(2) 申請書類の入手方法

申請書類は公社 WEB サイト内の本事業のページよりダウンロードしてください。

→https://www.tokyo-kosha.or.jp/support/shien/new_market/crowdfunding.html

(3) 留意事項

ア 申請書類提出後の加筆、修正等はありません。

イ 申請書類の到着状況は、個別に回答致しかねます。

ウ 必要に応じて、公社から追加資料の提出及び説明を求めることがあります。

エ 追加資料の提出期限を超過した場合には、申請を辞退したものとみなします。

6 申請に必要な書類

申請書（Excel 形式）	部 数
◆申請書	1 部

- ・文字ポイントは 11 ポイントで入力してください。
- ・申請書類提出後の加筆、修正等はありません。
- ・ページが分割したり複数ページにわたっても問題ありません。
- ・申請書類の中に日本語以外の言語がある場合は、翻訳文を添付してください。

7 審査

(1) 審査方法

提出書類に基づき、書類審査を行った後、総合審査会にて支援企業を決定します。

(2) 審査の視点

ア クラウドファンディングへの適合性

・クラウドファンディング事業者の利用規約等に則っているか、等

イ クラウドファンディングでの市場性

・自社の製品のクラウドファンディング市場における市場動向や規模を把握しているか、等

ウ クラウドファンディング活用の実現性

・プロジェクトの計画の実現性はあるか、実施体制は整っているか、等

(3) 結果の通知及び支援事業者決定について

ア 審査結果は、申請書に記載いただいた**連絡担当者宛てにメール送付**いたします。

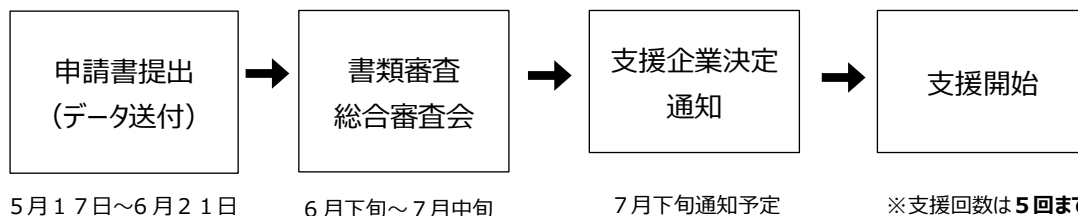
※迷惑メールの設定によっては、公社からのメールが届かない場合があります。公社からのメールが受信できるようにドメイン指定受信で「crowdfunding@tokyo-kosha.or.jp」を許可するように設定してください。

イ 審査は非公開にて行い、審査の経過、結果、内容等に関するお問い合わせにはお答えいたしかねますことを予めご了承ください。

ウ 支援事業者として採択された場合、企業名、所在地、成果等について、公表させていただきます。

8 事業スケジュール

申請から決定及び支援開始までの流れは、以下のとおりです。



※実施内容、時期は諸事情により変更となる場合があります。

9 本支援を受けるにあたり必要な報告書類

本事業実施期間終了後、以下の書類を提出いただきます。

・提出書類（※提出物は変更となる可能性があります）

「支援終了報告書」

10 本支援を実施するための注意事項

- (1) 以下の場合、本支援実施期間中であっても支援を打ち切ることがあります。
 - ア 支援企業決定後、申請資格に定める要件を満たさなくなった場合
 - イ 本支援を遂行する見込みがないと判断された場合
 - ウ その他、公社が支援企業として不適切と判断した場合
- (2) 本支援は専任アドバイザーがプロジェクトの実施代行を行うものではありません。
- (3) 本支援実施状況等について公社職員が訪問等を行う場合があります。
- (4) 本支援実施による効果測定にご協力をお願いします。
- (5) プロジェクトの推進やハンズオン支援を受ける等、本支援を担当する方を配置してください。
- (6) 本支援にて製品に起因、又はその他これに関連して生じた、若しくは生じたものと主張された傷害、死亡及び物的損害によるあらゆる損失、損害について公社は責任を負いません。
- (7) 本支援にて、支援企業やサポーターが損害や不利益を被る事態が生じたとしても、公社はその責任を負いません。

＝申込者情報のお取り扱いについて＝

円滑な事業運営のため、申請書にご記入いただいた情報や、必要に応じてご提供いただく情報を株式会社 JTБ および株式会社 JTБ の本事業における提携企業に提供します。また、公社の施策およびこれに関連する各種事業案内やアンケート調査依頼等を行う場合があります。